

律令国家における儒教政策の変遷：礼の習得と倫理の学修

山下, 洋平
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

<https://doi.org/10.15017/1912114>

出版情報：史淵. 155, pp.1-31, 2018-03-14. 九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門
バージョン：
権利関係：

律令国家における儒教政策の変遷

―礼の習得と倫理の学修―

山 下 洋 平

はじめに

日本の七世紀後半から八世紀にかけて、朝廷では、礼制の整備をはじめ、孝あるいは忠孝一致の観念による庶民や官人の教化を意図した儒教政策が頻繁に行われた。本論では、このような一連の儒教政策の変遷を再検討し、その意義を改めて考える。

日本の当該期の儒教政策についての先行研究として、まず、坂本太郎氏の研究があげられる。坂本氏は、令に規定された孝子・順孫・義夫・節婦の旌表といった孝道奨励政策が一般民衆にはそれほどの効力を及ぼさなかったことを指摘し、さらに、藤原仲麻呂執政期（以降、仲麻呂期）における『孝経』誦習の義務化等、孝道宣揚の施策を「仲麻呂の新奇を衒った儒教政治振興」とし、「唐風模倣の政治を行うことにみずからの誇りを見いだし

たのであり、中でも孝をあげつらうことに儒教精神の高揚を認めて、自己満足に酔ったのであろう」と説明した。⁽¹⁾ これら坂本氏の見解のうち、孝子・順孫・義夫・節婦の旌表については、後に武田佐知子氏が、民衆教化の実態について「我が国固有の家族制度との乖離をその主な理由として、特に奈良時代については、全く定着させることができなかった」ことを証明したことから、今日継承すべき見解となっている。⁽²⁾

しかしながら、仲麻呂期の儒教政策の意義には再検討の余地があると思われる。すなわち、坂本氏自身、仲麻呂期の儒教政策の背景について、「知識人の間に觀念としての孝が強く位置づけられていたことを示すものである」と述べ、さらに「儒教の孝道思想は官人有位者の觀念には影響を及ぼし」、九世紀後半には実践的な思想となったと指摘しており、⁽³⁾後に、増尾伸一郎氏も律令官人や知識層の間に儒教的な孝がある程度定着した時期を奈良末から平安初期とみる。⁽⁴⁾これらの見解を考慮すれば、仲麻呂期の儒教政策については、固有の政策という見方を一旦離れ、当該期や事前の官人層の意識との関わり、また、後の桓武朝における儒教政策とのつながりに注意して、その意義を再検討すべきと考える。

七世紀後半から八世紀の儒教政策のあり方を見ると、礼の習得に力を注ぐ時期と倫理の普及に努める時期がある。そこで本論では、第一章で礼に関する政策を、第二章で倫理に関する政策を考察することによって、八世紀を中心に儒教的諸政策の変遷を整理し、その変遷過程の中に仲麻呂期の儒教政策を位置づけ直す。次に、仲麻呂期の儒教政策の後世に与えた影響を考える。第三章では、儒教教育制度、とりわけ当該期における国学や大学寮の発展に関連した可能性を検討し、第四章では仲麻呂期と桓武朝の儒教政策の関連性を明らかにする。以上のように政策相互の連関を明らかにし、律令国家の儒教政策と意義を総体的に捉え直したい。

第一章 七世紀後半から八世紀における礼制の整備

まず、本論における考察対象である「礼」、または、「礼制」という語句の意義を確認しておきたい。中国古代社会から存在し儒家が体系化した礼は、君臣秩序、官人間における階級的秩序、父子を始めとする家族内の秩序、あるいは、官民、師弟、主と賓といった社会的諸関係を明確に区分し維持するための規範的な行為であり、冠・婚・賓・葬・祭等の儀礼から、日常の些細な挙措や言葉遣い、服装や髪型等の「少儀」「内則」に及ぶものである。^⑥

さて、古代日本では、天智朝から天武朝にかけて、主に朝廷内での君臣関係や政治的上下関係を規制する朝礼が整備され（【表1】参照。なお表は主に『日本書紀』『続日本紀』を参照。また、本文における引用史料も特にことわらない限り同書とする）、後の儀制令9元日条・同10在路巷術相遇条・同11遇本国司条・同12庁座上条等に継承されていったことが知られ、政治的關係に限定された礼制受容として、天皇支配の確立や官僚制の構築を旨指した動向と関連づけられている。^⑦このような官人の挙措に関する礼の導入は、天武八年に出された正月節での拝礼規制において早くも罰則が設けられていることから分かるように、当初から強制的に実施され、^⑧当該期の朝廷が、何よりもまず儒教的に外見を整えることを急務とした様子^⑨がうかがわれる。こうした状況において、礼の背景にある儒教倫理への関心はひとまず後景に置かれたものと考ええる。

天武朝で外見的な整備を率先する意識が強かったことは、舍人や采女を含む全ての官人層に対して、装束、髪型、乗馬法、朝廷において使用すべき言語まで規制していることからもうかがわれる。そして、これらの規制のうち、天武天皇一一年三月に出された、親王以下百僚を対象とする脛裳（男子の下半身衣）^⑩着用の禁止は、朱鳥

【表1】七世紀後半から八世紀における礼制の整備

年	月日	対象	礼制整備の内容	備考
天智天皇7(668)			礼儀を撰述	
天智天皇9(670)	1月14日	親王以下官人か	朝廷の礼儀・行路の相違を規定	出典は、『藤氏家伝』
天武天皇8(679)	1月7日	諸王・諸臣・百僚	正月節における拝礼対象を制限(罰則あり)	
天武天皇10(681)	4月3日	親王以下庶民	服飾品(金銀、紫錦等)使用を序列化	正月節以外にも適用 「禁式九十二条」の制定
天武天皇11(682)	3月28日	親王以下百僚諸人 膳夫・采女	褌・褶・腰裳を禁止(親王以下百僚諸人) 手纏・肩巾を禁止(膳夫・采女)	
天武天皇11(682)	4月23日	男女・婦女	結髪を命じ、垂馬方法を男女同じくさせる	同年六月六日に結髪實施
天武天皇11(682)	8月22日		礼儀・言語の状を規定	宮廷内か(大系本の注、参照)
天武天皇11(682)	9月22日	親王以下官人か	跪礼・匍匐礼を禁止し、立礼を採用	立礼は、『難波朝廷之立礼』
天武天皇13(684)	閏4月5日	百僚	百僚の進止・威儀の機関を予告 事前の教習を命令	
天武天皇13(684)	閏4月5日	男女・女30才以上・巫祝	会集日の装束を規定(褌・紐) 結髪・垂馬規制対象を一部除外(女40才以上)	天武天皇11年4月23日令の緩和
天武天皇14(685)	7月26日	親王以下百僚	明位以下進位以上の朝服を制定	
朱鳥1(686)	7月2日	男夫・婦女	腰裳着用を解禁(男夫) 結髪命令を撤廃(婦女)	天武天皇11年3月28日令の緩和 天武天皇11年4月23日令の撤廃
持統天皇4(690)	4月14日	親王以下百僚	淨大寺以下の朝服を改正	同年7月1日、新朝服を着用
文武天皇1(697)	閏12月28日	諸王・諸臣・百僚	正月の拝賀を再び規制	罰則は、天武天皇8年の制による
大宝2(702)	1月1日	親王及び大納言以上	朝賀、始めて礼服を着用	諸王臣以下は朝服
慶雲1(704)	1月25日	百官	始めて跪伏の礼を禁止	天武天皇11年9月2日に禁令
慶雲3(706)	3月14日	諸司	容儀が礼儀に違つて、男女間に節がないことを戒め、所司に教習を命令(罰則あり)	警察所司は、式部省・兵部省と五衛府
慶雲4(707)	12月27日	諸司	跪伏礼を再度禁止。庁前における進退・腰啓に礼節がないことを戒め、細理の体制を強化	糾察所司は、彈正台か(大系本の注、参照)
和銅5(712)	12月7日	所司	衣服の作りの無礼を戒め、所司に糾察を命じる	糾察所司は、彈正台(大系本の注、参照)
靈龜1(715)	1月1日	皇太子(首皇子)	无位の朝服を規定	
養老7(723)	8月2日	文武官人兼任以上	始めて礼服を着用し朝拝する	
天平2(730)	4月16日	天下の婦女	朝廷儀式における衣冠が制に違つて、進退の儀情を戒め、彈正台・式部省に督察を命じる	衣服令には見えない些々な部分を戒める
天平4(732)	1月1日	天皇(聖武)	受朝、始めて墨服を着用する	公卿百僚にも風俗を貫くよう説く
天平10(738)	9月5日	内礼司の主礼六人	始めて把笏を許可する	
天平13(741)	10月14日	五位以上・内命婦	礼服の官給制を止め、私に作り備えさせるよう命ずる	内礼司は宮廷内の礼儀を糾察
延暦2(783)	1月1日	内親王・内外命婦	礼服・朝服の規制の乱れと、糾察所司の寛容を戒め、禁断を強化させる(罰則あり)	糾察所司は彈正台であるが、内礼司を含むか(大系本の注、参照)
延暦4(785)	1月1日	兵衛	庶民間の禁色着用を戒め、禁断を強化させる(罰則あり) 朝賀、始めて兵衛叫問の儀を止める	呪術的性格の儀礼停止(大系本の注、参照)

元年七月に解禁され、また、天武天皇一一年四月に出された結髪命令と乗馬法（女子も男子同様鞍に跨がる）の規制は、同一三年閏四月に四十才以上の女子に限っては自由とされ、また、巫祝は元通り垂髪とされているが、結局、朱鳥元年七月には、婦女の結髪は全て撤廃されている。武田佐知子氏によると、天武一一年の男子の結髪は、新朝服の採用（天武一四年七月）にともなう冠の変更、つまり、従来の位冠を廃し令制形式の漆紗冠を着装させることに備えての命令であったとされる。¹⁰とすれば、男子の脛裳着用、女子の乗馬法・結髪といった官僚制の整備と直接には関係しない規制が四年間のうちに見直され除かれていったということになる。こうした唐風の経緯からも、七世紀後半の儒教受容が王権や官僚制に直結するものを第一義としつつも、必要以上に外見的な整備を意識していたことが推測できる。

続いて、文武朝以降における礼の整備を見ていく。天武朝で定められた正月の拝礼規定を再度呼びかけることから始まり、その後も慶雲元年における跪伏礼の再度禁止（「始」とあるが、天武朝で既に禁止されている）、同三年の「容儀」の無礼への戒め、諸司の男女の会合規制、同四年における跪伏礼の三度目の禁止、庁前における進退・陳答（これは天武朝の「言語状」にあたると思われる）の無礼に対する注意がなされており、和銅以降は、主に官人層における服制の乱れに対して警戒がなされている。

ここで触れておきたいのは、慶雲三年三月の男女の昼夜を問わない会合を規制した詔で、「諸司容儀、多違^二礼儀^一。加以、男女無^レ別、昼夜相合」（同月十四日条）とある部分である。この規制の背景は、本来、『礼記』（昏義）に「敬慎重正而后親^レ之、礼之大体。而所^下以成^二男女之别^一、而立^中夫婦之義^上也」とあるように、婚礼を慎み重んじて行^う由縁となる儒教倫理であり、同姓不婚という規範（礼）を犯すことを未然に断つことを目的とした倫理であるともいわれている。¹¹つまり、男女が親和に至るための礼が婚礼であり、婚礼を済ましていない男

女が親和してはならないという社会・家内倫理である。慶雲三年の男女の会合規制も、そうした背景を持つ礼を意識して、旧来の比較的自由的な男女の情交を規制したものであるが、このような礼の導入は日中の社会習慣の相違から形式的な模倣にすぎず、人々に受け入れ難いものであったと考えられる。それにも拘わらず当時の朝廷が罰則を設けてその実施を計ったことは、形式の整備を優先する七世紀末の儒教受容の姿勢と連続する。文武朝から散見するこのような一連の礼の遵守を要求する訓戒には、概ね、彈正台等の糾察諸官司に対する督察強化の呼びかけや、礼に反した場合には罰せられるといった警告文言が付されており、同様の姿勢が認められる。

そして、右のような督察体制と関連して、天平一〇年九月には、主礼六人に対して把笏が許可される。主礼は、中務省被官の内礼司に所属する無位の雑任で、宮廷内の礼儀違反を取り締まる役職である（官位令、職員令12内礼司条）。この主礼の把笏について野村忠夫氏は、元來、大舍人の職であったという特殊性、および、宮内の非違分察が把笏による「威儀」にふさわしい職掌であること等を理由としてあげる。礼に対する督察が散見する八世紀前半の状況からすると、当該期の朝廷が内礼司の特殊な地位のみならず、職掌にも相應の関心を持っていたことは十分に考えられる。

以上のように、八世紀前半における儒教の受容は礼の遵守という形式面に多分に関心が注がれている。そして、そのことは、前に紹介した禁令や戒告中の言説にもよく表れている。例えば、慶雲三年三月一四日の詔には、「詔曰、夫礼者、天地経義、人倫鎔範也。道德仁義、因_レ礼乃弘、教訓正俗、待_レ礼而成_{（12）}」（同日条）とあり、また、同四年二月二七日の詔には「詔曰、凡_レ為_レ政之道、以_レ礼為_レ先。無_レ礼言乱。言乱失_レ旨_{（13）}」（同日条）とある。いずれも、礼の遵守を仁義の精神や政の基礎とし、最優先事項であることを主張している。また、礼を第一とする治世への強い信奉から、儒教は当該期の朝廷において、他の中国諸思想を凌駕するものとして確固たる地

位に置かれたと考えられる。すなわち、養老六年（七二二）四月二二日の元正天皇の詔に、「詔曰、朕遐想千載、旁覽九流、詳思布政之方、莫先仁恕之典」（同日条）とある。「仁恕」は儒家の最も重んじるところであつて、「仁恕之典」は、つまり、儒教經典、もしくは儒教思想を意味し、「九流」は、『漢書』に、「劉向司籍、九流以別。爰著目錄、略序洪烈、述芸文志第十」（叙伝下）とあるところの九流であり、応劭の注によると、儒家を筆頭とする、道、陰陽、法、名、墨、從横、雜、農といった九つの学派を意味する。要するに、元正天皇は、儒教をこれら諸学派の上に位置する政治理念とすることを宣言したのである。

ここで礼の整備状況に目を戻すと、そのような積極的な礼治の実践がそのまま継続されていたのかという疑問が生じる。というのも、【表一】から分かるように天平一三年以降、礼の整備に関する記事が約四十年後の桓武朝に至るまで見られなくなるからである。

この四十年間、儀礼が確実に遵守されて全く問題が起らなかったとも、これまでの状況からして考え難いので、幾分かの政策方針の変化があつたと考えるべきであろう。例えば、天平一三年（七四一）一〇月一四日には、「勅、五位已上礼服冠者、元來、官作賜之。自今以後、令私作備」。内命婦亦同」（同日条）とあつて、文武天皇四年（七〇〇）に「製衣冠司」が置かれて以来（同年十月八日条）官給とされ、また、大宝二年（七〇二）以降、その整然とした着用に力が注がれてきた礼服を自前で準備させることとしている。

礼服ではなく官服についての記事ではあるが、和銅五年（七二二）一二月七日の訓戒には「制、諸司人等衣服之作、或褊狭小、或裾大長、又衽之相過甚淺、行趨之時易開、如此之服、大成無礼」（同日条）と見えるので、衣服の私備によつてこのような不統一が儀礼の場において生じる可能性を当該期の朝廷は予測したはずであり、また、私製礼服であれば染めの違いによる不統一も生じたであろう。こうした状況にも拘わらず官給を廃止

した背景には、官人層に礼の遵則意識がある程度浸透したことによって、逆に完璧な礼の遵守への拘り、あるいは礼治への執着が薄らいだことであつたのではないかと推測する。

では、礼治主義が後退してから、再びそれが興ってくる桓武朝までの約四十年間、官人に対する儒教政策の有り様はどうなつていったのだろうか。この問題については第二章で、儒教におけるもう一方の側面、つまり、礼の背景となる倫理（教え）に注目して検討していきたい。

第二章 八世紀における儒教倫理の普及政策

律令国家が、儒教倫理の普及を目的として設けた諸政策の中で、基軸となるものを挙げると、それは、孝子（父母によく仕える子）、順孫（祖父母によく仕える孫）、義夫（代々孝順な家の主か）¹⁵、節婦（夫や、その父母によく仕える妻）等を旌表し、課役免や賜物を行う政策であり、賦役令17孝子順孫条に「凡孝子、順孫、義夫、節婦、志行聞¹⁶於国郡¹⁷者、申¹⁸太政官¹⁹奏聞、表²⁰其門閭²¹。同籍悉免²²課役²³。有²⁴精誠通感者²⁵、別加²⁶優賞²⁷」²⁸とある。なお、こういった德行に優れた人物は、まず、左右京職・摂津職・大宰府・国守に見出され（職員令66左京職条・同68摂津職条・同69大宰府条・同70大國条）、次いで、民部省の把握するところとなり（職員令21民部省条）、最後に太政官を経て天皇へ奏上される。

徳行者を見出すことは重要な任務であり、詳しい規定が戸令33国守巡行条にあり、前述した賦役令17孝子順孫条には見えなかつた悌（年長者への敬い）、忠（君主に真心を以て仕える）、信（言行一致）等の徳目も掲げられている。また、それらと並記されている「好学」は儒教経典を熱心に学ぶ者という意味であろう。¹⁷ 国守は儒教倫

理の普及と経学の奨励に努め、該当者を官吏の候補者として推薦し、不孝・不悌・無礼者に対しては厳重な譴責を行わなければならなかった。但し、実際は日本固有の家族制度との相違に由来する担当国司の儒教に対する理解不足や旌表事例の少なさから、令文通り真摯に実行されたかは疑わしいとされている¹⁸⁾。

以上のように、当該政策は儒教的政治理念の直輸入であり、半ば形骸化した制度とも捉えられるのであるが、一方で八世紀の朝廷がその実行に試行錯誤した経緯も確認できるので、その他儒教倫理の教化政策との関連性にも留意して再検討していきたい。まず、それらの教化政策を一覧すると【表2】（表は『続日本紀』を参照）の通りである。

文武朝では、律令施行後間もなく、累代孝行の家を義家として旌表し、復三年を給うことを告知したが、実際にそういった告知に対して対象者が現れ始めるのは、元明朝に入ってからであったことが【表2】から分かる。このことは先行研究も指摘するように¹⁹⁾、和銅五年五月一六日に諸国司に対して出された郡司・百姓の評価報告命令と関係すると思われる。すなわち、命令では、具体的な評価基準三箇条が提示されており、その規準の中に「百姓精²⁰⁾務農桑」、(中略)「孝悌聞閭」(同日条)とある。この和銅五年五月の報告義務の徹底が和銅七年や霊龜元年の孝義人の発現につながったことで今後に期待が持たれ、以降、聖武朝の天平初年頃まで、立太子や天皇即位、祥瑞出現や改元といった機会を中心に、孝義人の旌表や課役免除、賑給等が度々告知されていたのであろう。しかし、こうした教化政策にも拘わらず、対象となる孝義人等が現れず、天平一四年八月二日の名簿の提出命令に至る²⁰⁾。すなわち、左右京四畿内七道諸国の国司等に対して、孝子・順孫・義夫・節婦、力田の人の名を上申するよう命じている。この天平一四年の上申命令は、先の和銅五年五月の報告命令と異なり、孝義人等に特化した形で全国的に出されている点が注目すべきである。

【表2】日本の八世紀に見える儒教倫理の教化政策

天皇	年	月日	内容	備考
文武天皇	大和2(702)	10月21日	累代孝行の系を壽家として旌表し、復を給うことを告知する	同日14日、大和律を諸國に頒布
	和銅1(708)	1月11日	孝子・順孫・義夫・節婦を旌表し、復三年を給うことを告知する	和銅改元
	和銅5(712)	5月16日	孝治百官の勅任への報告を、国司に促す	郡司・百官の評価基準を示す
元明天皇	和銅5(712)	9月3日	多治比真人の妻家原吉和等を節婦とし、封戸を賜う	夫の治國をたすけ、その墳墓をよく守る
	和銅7(714)	6月28日	孝子・順孫・義夫・節婦を旌表し、課役を終身免除することを告知する	皇首子立太子
	和銅7(714)	1月14日	大倭国添下郡人太徳忌・果安等の孝義を旌表し、課役を終身免除する	
	聖武1(715)	3月25日	相模国足下郡人支那部智積等の孝行を旌表し、課役を終身免除する	
元正天皇	聖武1(715)	9月2日	孝子・順孫・義夫・節婦を旌表し、課役を終身免除することを告知する	元正天皇即位、聖武改元
	養老1(717)	11月17日	孝子・順孫・義夫・節婦を旌表し、課役を終身免除することを告知する	養老改元
	養老4(720)	6月28日	相父麻呂等の没首(父)の罪の肩代わりを孝行として許す	翌月2日、良民に復す
	神龜1(724)	2月14日	孝子・順孫・義夫・節婦を旌表し、課役を終身免除することを告知する	聖武天皇即位、神龜改元
	天智1(726)	1月16日	饗歌の前で、百官に、仁・義・礼・治・信・五種の賜物を行行	
	天智3(731)	12月21日	孝子・順孫等と賜給することを告知する	祥瑞出現(神馬)を初う
	天智7(735)	閏11月17日	孝子・順孫・義夫・節婦を旌表し、課役を終身免除することを告知する	疫病流行による大飢饉に伴う
	天智10(738)	1月13日	孝義の人等に賑恤することを告知する	阿倍内親王立太子
聖武天皇	天智11(739)	3月21日	孝子・順孫等と賜給することを告知する	祥瑞出現(神馬)を初う
	天智14年(742)	8月2日	諸國司に、孝子・順孫・義夫・節婦等の名を申上させる	
	天智16年(746)	3月7日	天下の六位以下初位以上に位一階を賜ひ、若た、孝子・順孫・義夫・節婦には位二階を賜うことを告知する	祥瑞出現(白鶴)を初う
	天智勝寧1(749)	4月1日	孝義の人等の課役を免除することを告知する	聖大寺行幸、陸奥産金を初う
	天智勝寧3(756)	6月8日	聖武の諒闇につき、天下百姓に放生禁断を命じる	孝を思ふに移すことを述べ、 不孝・不順等の者を桃生・雄勝へ流す
孝謙天皇	天平至平1(757)	4月4日	北李経一を天下の名家に所蔵させ、孝行人の名を推薦させる	
	天平至平2(758)	8月25日	五常の徳目に放つて姓名を変更する(信部直、礼部直、仁部直也)	
淳仁天皇	天平至平3(759)	6月22日	種物典訓の諱忌と五常の義を官人に勅め、最良漢の一取とする	律令格式の詔書を始め、皇朝禮俗の悪を戒める
	神龜景雲1(767)	8月16日	孝子・順孫・義夫・孝婦・節婦等を旌表し、位二階を賜ひ、田相を終身免除する	祥瑞出現(景雲)を初う、神龜景雲改元
	神龜景雲2(768)	2月15日	対馬嶋上原郡人高橋連波白米女の孝義を旌表し、田相を終身免除する	天に仕奉、父の墓前に鷹を立てて斎食
	神龜景雲2(768)	2月8日	石見国美濃郡人藤原海亮の節婦に對して、田相を終身免除する	葬婦として長く、若た、私財を以て貧民を濟す
称徳天皇	神龜景雲2(768)	2月17日	備後国葦田郡人額引公季村の孝行に對して、位二階を賜ひ、田相を終身免除する	父母の服喪、追善に尽くす
	神龜景雲2(768)	5月28日	甲斐国八代郡人小谷直五百依等の孝行と、信濃国木内郡人倉橋部広人の善行に對して、田相を終身免除する	私租六万束を以て、百姓の負擔を償う
	神龜景雲3(769)	10月1日	百官五位以上に金帛で綽字を書いた・紫條の冠を賜う	皇太子の尊立や、皇位を譲うことを戒める
	宝龜1(770)	10月13日	孝義の人等の課役を免除することを告知する	光仁天皇即位、宝龜改元
	宝龜2(771)	1月23日	孝義人等と賜給(課役免除の可能性もあり)することを告知する	他戸朝王立太子
光仁天皇	宝龜3(772)	12月6日	武蔵国入間郡人末田部麻呂の孝行に對して、戸の権役を免除する	孝行は、服喪追善。節行は、葬婦として長く過ごしたこと
	宝龜4(773)	1月14日	宅崎嶋香崎郡人直玉・主守の節行に對して、位二階を賜ひ、田相を終身免除する	山部朝王立太子
	文和1(781)	1月1日	孝義人等と賜給(課役免除の可能性もあり)することを告知する	天武改元
	延暦4(785)	4月15日	孝義人等と賑給(課役免除の可能性もあり)することを告知する	大野末人を皇太夫人とする、相武天皇即位
桓武天皇	延暦7(788)	1月15日	孝子・順孫・義夫・節婦を旌表し、課役を終身免除することを告知する	安殿親王立太子 皇太子安殿元服

つまり、この聖武朝後半期において、朝廷は儒教倫理の教化に、より一層の力を入れようとしたと考えられるのである。さらに、天平一八年三月七日の祥瑞出現の際になされた旌表の告知においては、天下の六位以下に位一階を賜り、孝子・順孫等には、特に加えて位二階を賜うとした。これまで孝義人等には課役免除や賑給がなされることはあったが、叙位の例はこの天平一八年から見られる事象である。そして、これ以降、光仁朝の初年までの間に孝義人等を叙位するという告知が散見するようになる〔表2〕⁽²¹⁾参照。

孝を官人の重要な素養とすることは、考課令の善条の第一に「徳義有_レ聞者、為_二善_一」⁽²²⁾とあり、前掲の国守巡行条でも孝子・順孫を出身させる規定があったことから、令制当初からの方針であることが知られる。天平一八年から見られる孝義人等への叙位が実際に出身を意図してなされたものかどうかは慎重を要するが、官人と孝を結びつける令制の理念を大きく標榜した政策といえ、官人層の奉仕理念に与える影響はあったと考えられる。さらに、官人の奉仕理念については、二つの言説に注目したい。まず、天平勝宝八年(七五六)の聖武の諒闇中に出された殺生禁断詔の言説を見ると、孝謙天皇は「居_レ喪之礼、臣子猶_レ」。天下之民、誰不_レ行_レ孝」(同年六月八日条)と呼びかけ、父母への服喪と君主への服喪は同義であることを主張している。次に、天平宝字元年(七五七)正月五日の、郡領・軍毅を有位から採用することを命じた詔を見ると「民習_二居_レ家求_レ官、未_レ識_二仕君得_レ禄。移_レ孝之忠漸衰、勸_レ人之道実難」(同日条)とあって、孝を本とした忠を官人奉仕の前提理念と見ている。これらは、孝子たり得て忠臣となるという忠孝一致観念であり、聖武朝に始まった孝子・順孫等に対する叙位は、後のこうした奉仕理念に連続していたと考えられる。

以上のように、聖武朝後半期において、それまで形骸化しつつあった孝義人等の旌表政策は実行に向けて見直され、忠孝一致の観念に連続し、官人の奉仕理念に及ぼす影響も増加していったと考えられる。

ところで、この聖武朝後半期にあたる天平一四年前後は、第一章で確認した礼治政策の弛緩時期と重なっており、この時期的符合から、当該期の朝廷における儒教受容姿勢の転換が読み取れる。なお、この政策転換の要因については、前述のような礼制整備の停滞もあると考えられるが、当該期は国分寺建立詔（天平一三年三月）が出される等、鎮護国家に代表される仏教思想が興隆してきた時期でもあるので、仏教思想との関連も考慮すべきであろう。すなわち、養老五年（七二二）七月に出された放鷹司等に放生を命じる詔には「故周孔之風、尤先仁愛」、李釈之教、深禁殺生」（同月二十五日条）とあり、儒・仏・道の倫理的一致が八世紀の比較的早い段階から説かれており、また、後に紹介する仲麻呂期の五常の勧めも仏教的五惡への戒めとセットで説かれている。したがって、文武朝から実施されてきた儒教倫理の教化政策が、聖武朝後半期の仏教の興隆に牽引され、強化された可能性は考えてよいと思われる。

この後、仲麻呂期の儒教倫理に関する政策は、さらに展開し、以前の政策には見えなかった勸学的側面も現れてくる。以下、その諸政策を見ていく。まず、天平宝字元年（七五七）四月の政策を示すと、

古者、治民安国、必以孝理。百行之本、莫先於茲。宜令天下家藏孝経一本、精勤誦習、倍加教授。百姓間、有孝行通人、郷閭欽仰者、宜令所由長官具以名薦。其有不孝・不恭・不友・不順者、宜配陸奥国桃生・出羽国小勝、以清風俗、亦捍边防。〔同月四日条〕

とある。これは玄宗朝の天宝三年（七四四）の政策を模倣したものであり、おそらく、天平勝宝五年（七五三）に帰国した遣唐使がもたらした情報を参照したのであろう。主旨は玄宗朝のそれとほぼ同様であり、『孝経』の所載と学習の義務、孝行者名の上申、不孝者等を僻地へ配することである。ただし、「倍加教授」の部分が、玄宗勅（『唐大詔令集』巻四五所載）では「郷学之中、倍増教授」となっており、また、「不孝・不恭・不友・

不順者」も玄宗勅では「不友・不恭・傷財破産者」となっていると相違点である。

日本では、郷学に相当する教育機関が存在しないので、教授の場は国学が想定されたものと考えられる。先行研究が指摘するように、庶民が家々に『孝経』を所蔵することは現実的ではないので、²⁶⁾ 実際は郡司層あたりが念頭に置かれたものと考ええる。『孝経』の広揚名章が冒頭で「子曰、君子之事親孝。故忠可移於君」と掲げることや、僻地（桃生・小勝）への移配対象者の一番目に、独自に「不孝」を設けた意義を考えると、忠孝一致を国政の枢要な観念とする朝廷の意識を認めることができる。

続いて、天平宝字三年（七五九）六月の政策を示すと次のようである。

丙辰、勅、如聞、治國之要、不如簡人、簡人任能、民安國富。①窃見内外官人景迹、曾无廉恥、志在貪盜。是宰相訓導之怠。非為三人皆受愚性。宜加誘誨、各立_中令名上。②其維城典訓者、叙為

政之規模、著修身之檢括。律令格式者、錄_二当今之要務_一、具_二庶官之紀綱_一。並是窮_二安_一上治_レ民之道。尽_二濟_レ世翊_レ化之宜_一。（中略）父兄不誠、斯何以導_二子弟_一。官吏不行、此何以教_二士民_一。③若有_下修習仁義礼智信之善、戒_二慎貪嗔癡淫盜之惡_一、兼_二讀前二色書_一者上、拳而察_レ之、隨_レ品昇進。自_レ今以後、除_二此色_一外、不_レ得_レ任_二用史生已上_一。庶令_二懲_レ惡勸_レ善、重_レ名輕_レ物。普_二告天下_一、知_レ朕意_二焉_一。（同月二十二日条。なお、傍線部に適宜番号を付加）

主旨は、①宰相等（公卿、または諸司の長官も指すか）に対する内外官人の倫理的教育指導命令、②『維城典訓』と「律令格式」を学習することの意義説明、③五常の善と五悪への慎みを修め、『維城典訓』と「律令格式」を読み習う者を昇進させること、また、それを史生以上の任用条件とすることの告知となっている。

ここで、仲麻呂が読習を義務付けた『維城典訓』について、²⁶⁾ 島善高氏の研究を参照して述べると次のようであ

る。『維城典訓』とは則天武后が儒臣に編纂させた為政者への訓戒書であつて、内閣文庫架蔵の『元秘別録』と『迎陽記』所載の僅かな逸文によれば、各篇最初に『礼記』等の儒家經典の要文を抜萃し、その後「訓曰」として訓戒を示す体裁になつており、『新唐書』芸文志の儒家類に載せられていることも考慮すると儒教を基調とした編纂物であつたと推定できるという。また、同様に武后が編纂させた儒教関連書である『臣軌』二巻ではなく、『維城典訓』二十巻を採用したことから、仲麻呂は官人に儒教の知識を広く持たせることを考えたのではないかと指摘する。

これらの見解によると、仲麻呂は官人層に対する儒教倫理の教化を、儒教に関連深い書籍の学習を義務付ける、つまり、より勸学的に施そうとしたといえ、前述の『孝経』学習の義務化と同様、当該期の教化政策の特徴である。こういった政策は、孝謙の女帝としての立場の脆弱性に対する補填や、仲麻呂の唐風好みといった事柄に起因する部分もあつたであろう。しかしながら、これまで見てきたように、孝義人等に対する課役免除を始めとする儒教倫理の教化政策は、聖武朝後半期から礼治主義に代わつて強化され、位階授与を伴いつつ、漸次、その官人の奉仕理念に及ぼす影響を強めてきたと考えられる。したがつて、仲麻呂期の諸政策は、そういった聖武朝以来の方針を引き継ぐことによつて実現されたものと考えられる。また、称徳朝や光仁朝でも孝義人等への叙位は続けられ、神護景雲三年一〇月には称徳天皇が五位以上に恕字を刺繍した帯を下賜したことが見えるので、孝や忠孝一致の観念を官人の奉仕理念とする意識は八世紀後半には既に朝廷の政治思想として定着していたことが推測できる。そのことは、『弘仁格抄』式部上に「勅 天平宝字三年六月二十七日」とあり、弘仁式部式の「試_二補諸司史生_一」条に「諸司番上、有_下讀_二律令格式維城典訓_一并工_三書算_一者_上、省召_二其身_一試_レ之」とあつて、仲麻呂の考案した制度が、彼の失脚後なお存続した事実とも関連すると思われる。

以上のように、仲麻呂期の教化政策において、始めて勸学的側面が現れることが認められた。次章では、こういったことが、儒教教育制度、とりわけ当該期における国学の発展に関連した可能性を、特に変遷が顕著な教官（国博士）候補者の動向を中心に見ていきたい。

第三章 国学の発展状況およびその背景について

八世紀における国学制度の展開については、桃裕行、久木幸男、両氏の研究に詳しいので、一部見解の異なる部分もあるが（後述）、まずは両氏の研究に従って、国学の教官政策の変遷を神龜年間まで概観していきたい。

律令国家設立当初の国学においては、部内もしくは傍国より採用と規定された（選叙令27国博士条）国博士・医師が早くも人材不足となり、大学寮や典藥寮より適任者を選んで式部省が選擬派遣するという方法が採用された（大宝三年（七〇三）三月十六日条「国博士於部内及傍国取用。然温_レ故知_レ新、希_三有其人_一。若傍国無_二人採用_一、則申省。然後、省選擬、更請_二处分_一」。しかし、靈龜二年（七一六）には、その派遣博士および医師の質の低下が問題視され、成業者の派遣が義務付けられた（同年五月二十二日条「大学・典藥生等、業未_二成立_一、妄求_二薦挙_一。如_レ是之徒、自_レ今以去、不_レ得_レ補_二任国博士及医師_一」。そうになると、派遣条件が厳しくなり、養老七年（七二三）には再び人材不足が深刻となり、博士の設置は按察使補任国のみに限られるようになった（同年十月八日条「按察使所_レ治之國、補_二博士・医師_一、自余国博士並停_レ之」。なお、この状況下において学問を修めようとするれば、学生は按察使補任国の国学まで通わなければならず（後掲、宝龜十年（七七九）閏五月二十七日条を参照）、その不便さが問題視されてか、神龜五年（七二八）には、三、四箇国に一人の割合で博士

が設置された（同年八月九日条「博士・医師以^二八考^一成選。但補^二博士^一者、惣^二三四国^一而一人」）。

以上、両氏の研究を参照しながら、八世紀における国学教官の動向を神龜年間まで確認した。次に、久木氏が仲麻呂による国学振興策とする天平宝字元年（七五七）十一月九日の政策を見ていくと次のようである。

十一月癸未、勅曰、如聞、頃年、諸国博士・医師、多非^二其才^一、託請得^レ選。非^二唯損^レ政、亦無^レ益^レ民。自^レ今已後、不^レ得^二更然^一。其須^レ講、經生者、三經。伝生者、三史。医生者、大素・甲乙・脈經・本草。針生者、素問・針經・明堂・脈決。天文生者、天官書・漢晋天文志・三色薄讀・韓楊要集。陰陽生者、周易・新撰陰陽書・黄帝金匱・五行大義。曆算生者、漢晋律曆志・大衍曆議・九章・六章・周髀・定天論。並^レ任用^一。被^レ任之後、所^レ給公廩一年之分、必^レ応^レ令^レ送^二本受^レ業師^一。如^レ此、則有^二尊師之道終行、教資之業永繼^一。国家良政、莫^レ要^二於茲^一。宜^下告^二所司^一早令^中施行^上。（同日条）

久木氏によると、この政策の特徴は、国学教官の質の向上を図りつつ、大学寮学生のみではなく新たに陰陽寮学生（天文生・陰陽生・曆算生）にも、国博士の任用資格をあたえたところにあるという。そして、この政策によって、一定の学力水準に達した相当数の国学教官を確保することができるようになり、宝龜一〇年（七七九）の一国一校制の復活（後述）につながったと述べる。⁽²⁾

当該勅では「多非^二其才^一」、託請得^レ選」事態を非難しており、また、具体的に教典名を示し、それらを講義し得る学生の派遣を義務付けていることから、質の向上をねらったという久木氏の指摘は妥当である。しかし、相当数の国学教官の確保につながったかは疑わしい。

そもそも大学寮から派遣される国博士の質が低いという事態は、大学寮に然るべき学力を有した出向希望者が少ないことに起因したと思われるので、ここで任用資格を高くすると、さらに出向希望者は少なくなったものと

考えられ、結果、大学寮は教官を派遣できず、国学教官の不足が改善されることはなかったと推測できる。おそらく、前に触れた霊龜二年の成業者の派遣義務と同様の結果を招いたものと思われる。

このように、本政策は学問に造詣の深い仲麻呂らしい理想的な政策ではあるが、国学教官の確保に寄与したとは考え難い。また、久木氏は、陰陽寮学生の起用を重視するが、国学の中心的学問は、一般官人の教養である明經、あるいは紀伝であったと考えられるので、専門性の高い天文や陰陽等の講座が開かれても、それが国学の振興に大きく貢献したとも思われない。

以上のように、この天平宝字元年の政策に国学を振興する効果は薄く、むしろ、さらなる人材不足を招いたのではないかと推定するのである。そこで、天平神護二年（七六六）の記事を見ると次のようである。

乙丑、太政官奏曰、准_レ令、諸国史生・博士・医師、国無_二大小_一、一立_二定数_一。但_レ扼_二神龜五年八月九日格_一、史生之員、随_二国大小_一、各有_二等差_一。其博士者、惣_三三四国_一一人。医師者、每_レ国一人。今_レ経術之道、成業者寡、空設_二職員_一、擢取_レ乏人。繕写之才、堪_レ任者衆、人多官少、莫_二能通用_一。朝議平章、博士惣_レ国、一依_二前格_一、（同年五月十一日条）

天平宝字元年の政策から九年が経過しているが、三、四国に一人の博士も間に合っていない状況であることが分かる。天平宝字の政策が後の一国一校制に繋がらないことは明らかであろう。では次に、その宝龜一〇年（七七九）の一国一校制復活を伝える史料を示す。

丙申、太政官奏曰、（中略）天平神護二年四月廿六日格云、博士惣_レ国一依_二前格_一、（中略）而今望者既多、官員猶少。（中略）其博士・医師兼_レ国者、学生勞_二於齋粮_一、病人困_二於救療_一。望請、每_レ国各置_二一人_一、並以_二六考_一遷替。自_レ今以後、立_レ為_二恒式_一。謹録奏聞、伏聽_二天裁_一者。奏可_レ之。（同年閏五月二十七日条）

博士が国毎に一人置かれるようになったばかりではなく、遷替期間も、神龜五年（七二八）段階の八考から（八月九日条「博士・医師以_二八考_一成選」）、六考へと短縮されており、より多くの教官候補者が職に就けるよう便宜が図られている。

上述のように、大学寮からの博士派遣体制の見直しにそれ程の効果はなかったものとすれば、教官候補の充実の理由を別に考えなければならぬ。そこで以下のいくつかの記事に注目する。まず、神護景雲三年（七六九）一〇月の記事を示す。

大宰府言、此府人物殷繁、天下之一都会也。子弟之徒、学者稍衆。而府庫但蓄_三五経_一、未_レ有_三三史正本_一。涉獵之人、其道不_レ広。伏乞、列代諸史、各給_二一本_一。伝_二習管内_一、以興_二学業_一。詔賜_二史記・漢書・後漢書・三国志・晋書各一部_一。（同月十日条）

三史を請求した史料として著名であるが、注目すべきは、「子弟之徒、学者稍衆」とある部分である。三前三後の官吏養成機関である大宰府の府学⁽³⁰⁾において、学問を志す「子弟之徒」（郡司子弟層）が徐々に多くなってきたとあり、各国から府学に集まってくるようになったことが分かる。こういった中から人材が育ち、管内諸国の教官候補者となっていたのではないかと推測する。そして、約二年後の宝龜二年（七七二）一二月の記事はその推測を支持する。

甲戌、大宰府言、日向・大隅・薩摩及壹岐・多櫛等博士・医師、一任之後、終身不_レ替。所以、後生之学、業不_レ進。乞、同_二朝法_一、八年遷替、以示_二干禄_一、永勸_二後学_一。許_レ之。（同月二十二日条）

日向、大隅、薩摩、壹岐・多櫛の教官を終身とせず、八年遷替とした政策であり、おそらく、府学で教官候補者が育ってきていることと関連していると考えられる。

また、このような学問への関心の高まりは、畿内諸国において最も顕著であったのではないかと推測する。以下、そのことを畿内諸国の国学が延暦十六年（七七七）に廃止された理由と関連して考えてみたい。畿内国学の廃止は、その復置を命じた弘仁十二年（八二二）二月二日の太政官符に以下のようにみられる（『類聚三代格』卷五、加減諸司官員并廢置事）。

応下省^二史生^二一人^一置^中博士醫師各一人^上事

右得^二大和国解^一稱、檢^二案内^一、承前之例、博士醫師並被^二補任^一。而依^二太政官去延暦十六年四月六日符^一俱從^二停止^一。自^レ爾以後学道久廢救^レ疾無^レ医。望請、省^二史生^二一員^一、依^レ旧永^二置博士醫師^一者。右大臣宣、奉^レ勅、依^レ請。五畿内諸国准^レ此。

畿内国学の廃止理由について、桃氏は、その时期的一致から譜第郡司制廃止の影響を説く。つまり、郡司候補者としての立場を失った郡司子弟は国学で学ぶ必要性を失い、同時に国学も存在意義を失ったという。⁽³¹⁾ なお、この説は、久木氏も指摘するように、譜第郡司制の廃止が畿内のみに限ったことではないので成立し難いと思われる。⁽³²⁾ そして、久木氏は譜代郡司制の廃止を中央貴族による地方豪族掌握策と解釈し、畿内国学廃止もその一環として理解する。つまり、畿内豪族層の大学寮への入学を期して畿内国学を廃止したと説明する。⁽³³⁾ 国学を廃止して大学寮への入学を促すという政策は、国学と大学寮の教育水準の差も考慮するとやや強引であり、大学寮入学自体は強制していない以上、畿内郡司子弟が期待通りに大学寮へ行かない状況も当然予想されるだろう。したがって、こういった危惧のある政策を朝廷が実施したとは考えがたい。

私見では、畿内諸国の郡司子弟の間で修学姿勢が高まり、国学ではなく大学寮を志望する者が増加してきたことによって、国学の需要が低くなり、そういった現状に対応する形で畿内国学が廃止されたのではないかと考え

る。このような状況を推測することができる記事として、延暦一三年（七九四）の勸学田の設置があげられる。〔類聚三代格〕卷十五・諸司田事〕。

越前国水田一百二町五段百六十九步

勅、（中略）其去天平宝字元年所置大学寮田三十町、生徒稍衆不足供_レ費。宜更加置前件水田通_レ前一百三十余町、名曰勸学田、贍_レ給生徒、令_レ遂_レ其業。庶崑墟之璞藉_レ琢磨_レ而騰_レ輝、稽峯之箭資_レ括羽_レ而増_レ美。然後採_レ扱英髦_レ用_レ秉庶積。論_レ其弘益_レ豈不_レ大哉。

延暦十三年十一月七日

畿内国学が廃止される数年前の段階で既に、大学寮学生の給食に当てられていた大学寮田を大幅に追加しなければならぬ程、学生数が増加していたことが確認できる。このような学生の大規模な増加は京内のみならず、畿内郡司子弟層の情願入学の増加を伴っていたと考えられる。そこで、承和一〇年（八四三）に参議で薨じた大和国出身で国学教官の経歴を持つ朝野朝臣鹿取（七七四～八四三）の事例を参考までに示すと次のようである。

戊辰、参議従三位勲六等兼越中守朝野朝臣鹿取薨。鹿取者、元大和国人。正六位上忍海原連鷹取之子也。叔

父従六位上朝野宿祢道長為_レ子出身。延暦十一年自言_レ婦_レ父_レ戸_レ。追賜_レ父_レ鷹取_レ姓_レ宿祢_レ。即入_レ京、少遊_レ大

学_レ。頗涉_レ史_レ漢_レ、兼知_レ漢_レ音_レ。始試_レ音_レ生_レ、任_レ相_レ摸_レ博士_レ。後登科_レ為_レ文章_レ生_レ。自_レ此累_レ遷_レ遣唐_レ准_レ録_レ事、

大宰大典、式部録、左大史、左近衛将監等職。〔続日本後紀〕承和十年（八四三）六月十一日条）

辛丑、大和国人故正六位上忍海原連鷹取追_レ賜_レ姓_レ朝野_レ宿祢_レ、鷹取之子従五位下朝野宿祢鹿取言、去延暦十一年詐_レ為_レ叔父_レ正六位上朝野宿祢道長之子、既得_レ出身_レ、並改_レ姓。今道長自有_レ繼嗣_レ、伏請_レ還_レ付_レ本生_レ、得_レ承_レ家門_レ者、許_レ之。又依_レ鹿取_レ請_レ、追_レ改_レ鷹取_レ姓。〔日本後紀〕弘仁三年（八二二）六月十五

日条)

『続日本後紀』の薨伝では、叔父道長の子として出身し、後、延暦二一年（七九二）に父戸に帰ったとあるが、『日本後紀』の記事を見ると、出身が延暦二一年（鹿取一九才）で、父戸（本生）に帰ったのが弘仁三年（鹿取三九才）であり、その時故実父にも賜姓があったとあるので、伝の係年には誤りがあると考えられる。²⁵また、鹿取の出身については、おそらく、父鷹取の嫡子として出身できない状況にあったことから、叔父道長の嫡子と詐って位子の資格を得たと考えられている。ここで注目したいのが、鹿取が延暦二一年の出身前の若き日に、當時長岡京にあったと思われる大学寮へ情願入学していたことである。大学寮の学生数が増加していたであろう延暦初年に、大和国の郡司子弟層と見られる鹿取が、位子として出身を望む一方、大学寮へ情願入学していたという事実は、官人であれば儒教的学問を修めるべきであるという当該期の趨勢をいくらかは反映しているのではないかと考えられる。このような郡司子弟層の大学寮志向が、畿内国学の衰退に至った要因の一つとすれば、大学寮で学ぶようになった郡司子弟等が、鹿取の薨伝に「相摸博士」とあるように、国博士として派遣され、国学教官の充足につながっていった可能性も考えられる。

以上、八世紀を通して国学の教官状況を中心に見てきた。宝亀一〇年（七七九）の一国一校制の復活、つまり、国学教官の充実、大学寮学生の諸国派遣政策の見直しによるものではなく、神護慶雲頃から延暦初年にかけて、畿内や大宰府管内諸国において顕著であった郡司子弟間における修学志向の漸次的興隆によってもたらされたと考えられる。そして、その学問の主たる内容は、おそらく経・史であったことを考えると、このような風潮を醸成した背景に、第二章で見てきたような、聖武朝後半期から仲麻呂期にかけて見られた忠孝一致観念を中心とする儒教倫理の官人層に対する普及、および、儒教経典や関連典籍を用いた倫理学修の義務化、そして、そのよう

な義務の遂行が官人社会における地位と密接に関連するようになったこと等が存在したものである。次章では、さらに、仲麻呂期の諸政策が桓武朝の儒教政策に影響を及ぼした可能性を検討していく。

第四章 八世紀の儒教政策における桓武朝の位置付け

第一章で言及したように、礼制の整備は聖武朝後半期を境に見られなくなるが、桓武朝の延暦二年（七八三）には、礼服と朝服の乱れを厳格に督察する勅が出され、同四年には朝賀における兵衛叫闇の儀を呪術的旧俗として廃止している（【表1】参照）。これらの政策は、養老年間まで度々出されていた衣服の違制に対する戒めや跪伏礼の廃止と同じ趣旨であり、儒教の形式的側面である礼の遵守に再度力が注がれていると見ることができ。さらに桓武朝では、聖武朝前半期から引き継いだ礼に対する遵則意識の再興の他に、天皇自身による錫紵の着用および服喪⁽⁴⁷⁾、交野における郊天祭祀、「五経者は九流之源」として明経博士を最上位とする教官職田の設置（『類聚三代格』卷十五、職田位田公麻田事所収の延暦一〇年二月一八日太政官符）、神祇伯中臣諸魚への解官服喪命令（『日本後紀』延暦十一年（七九二）閏十一月四日条）等、積極的に新たな礼制の導入や儒教振興政策が行われている。

これらの桓武朝の儒教政策については、母高野新笠の出自や皇統意識の問題に由来する桓武の立場の脆弱性、それを補填するための新たなイデオロギー政策という視点から度々説明されるが、このような儒教政策が実行できた背景として、第二章で見てきた聖武朝後半期から仲麻呂期にかけて主に官人層の奉仕理念に働きかけるよう行われてきた儒教倫理の教化政策が存在したと推測する。そして、桓武天皇自身が、仲麻呂期の儒教政策や官人

層における儒教倫理の共有を意識していたものと考ええる。以下、仲麻呂期の儒教政策との関連性が考慮できる桓武朝の事例を検討していく。

まず、孝の普及に対する政策方針について見ていく。第二章で検討した天平宝字元年四月の『孝経』学習義務の政策では、不孝者を桃生や小勝等の僻地へ配するという規定が設けられていた。このように不孝者に厳罰で臨む姿勢は桓武朝でも散見する。すなわち、延暦二年（七九三）一〇月には「四世王深草殿_レ父、捩_レ律合_レ斬、勅、降_レ死流_二隱岐国_一。」（『類聚国史』配流・『日本紀略』同年十月六日条）とあり、同一六年（七九七）六月には「勅、遭_レ喪之徒、復任以前出仕、捕_レ身奏聞。」（『日本紀略』同月十六日条）とあり、同三年（八〇四）七月には「右京人門部運松原流_二土左国_一、以_二不孝_一也。」（『日本後紀』同月二十九日条）とある。延暦一六年の「遭_レ喪之徒」に対する処置は解官が前提として説かれているので、父母の服喪を全うしない不孝者に対してその身柄を拘束するというものである。

次に大学寮の振興について見ていく。これについては、第三章で揭示した延暦一三年一二月の勸学田の設置時の詔に「其去天平宝字元年所_レ置大学寮田三十町、生徒稍衆不_レ足_レ供_レ費。宜更加_二置前件水田_一通_レ前一百三十余町、名曰_二勸学田_一」とあることや、その後の勸学田の拡大状況から、既に、仲麻呂政権が初めて打ち出した教育財政独立の政策が桓武朝以降に踏襲されていることが久木氏によって指摘されている。³⁹この他、延暦一一年（七九二）閏一二月には「勅、明_レ経之徒、不_レ事_レ習_レ音、発声・誦_レ説、既致_二訛_レ謬_一、熟_二習_レ漢音_一。」（『日本紀略』同月二十日条）とあり、儒教經典の読誦に正確を期すべく、大学寮学生に漢音の習得を励行している。また、延暦二年（八〇二）六月には、式部省に留省とされていた秀才上下・中上第と明経上下・中上第を叙位の対象としたいという大学寮および式部省の請を許可し（『令集解』卷十七選叙令所引の同月八日太政官奏）、学生の出身

に便宜を図っている。先に触れた明経博士の職田の増加等、明経に特に関心が置かれている様子もあるが、このように仲麻呂期と同様、大学寮の振興に努めている。

次に宥民政策および国司監察制度について見ていきたい。まず、仲麻呂期の宥民政策として知られる問民苦使派遣の天平宝字二年（七五八）正月の記事を掲げる。

又詔曰、朕聞、（中略）今者三陽既建、万物初萌。和景惟新、人宜_レ納_レ慶。是以別_レ使八道_一。巡問_レ民苦_一。務恤_レ貧病_一。矜救_レ飢寒_一。所冀撫字之道。將_レ神合_レ仁。亭育之慈。与_レ天通_レ事、疾疫咸却、年穀必成、家無_レ寒饑之憂_一。国有_レ来蘇之樂_一。所司宜_レ知差_レ清平使_一、勉加_レ賑恤_一、称_中朕意_上焉。（同月五日条）

問民苦使は、仲麻呂が唐の觀風俗使を模して派遣した使節であり、臨時単発的なものであったという。⁽¹⁰⁾ 諸国を巡問して病人や飢餓人に賑恤するという仲麻呂が理想とする儒教的徳治を背景とした政策であるが、桓武朝の宥民政策にもその影響が認められる。すなわち、延暦六年（七八七）三月には「其左右京・五畿内・七道諸国、百歳已上、各賜_レ穀二斛_一。九十已上一斛。八十已上五斗。鰥寡孤独及疹疾之徒者、量_レ其老幼_一、三斗已下、一斗已上。仍令_下本国長官親至_上郷邑_一、存_レ情賑贍_上。」（同月二十日条）とあり、同年一〇月にも「其賜_レ天下高年百歳已上_一穀人三斛。九十已上人二斛。八十已上人一斛。鰥寡孤独、疹疾之徒、不_レ能_レ自存_一者、所司、准_レ例加_レ賑恤_一。仍各令_下本国次官已上_上巡_上県郷邑_一、親自給粟_上。」（同月八日条）とある。傍線部によると、国司長官あるいは次官以上が自ら所部に赴き「存_レ情_一」つまり、「問_レ民苦_一」して賑恤するよう命じられており、仲麻呂の問民苦使との類似が認められる。さらに、延暦一八年（七九九）六月の赦に関する記事を見ると「但私鑄錢・謀殺・故殺、及被_レ問民苦使推訪_一諸国郡官吏・百姓等、不_レ在_レ赦限_一。」（『日本後紀』同月二十三日条）とあり、また、同年一二月にも「勅、先遣_レ問民苦使_一、採_レ訪政迹_一、思_下明_上激揚_一、以嚴_中黜陟_上。今閱_レ使状_一、違犯者

多。」(『日本後紀』同月二十四日条)とある。国郡司の監察制度上の差使であり、仲麻呂期の問民苦使とは性格を異にするが、大同元年(八〇六)以降の監察制度では「觀察使」あるいは「巡察使」という名称が使用され、ただ寛平八年(八九六)に「問山城国民苦使平朝臣季長」(『類聚三代格』卷十六同年四月二日大政官符)の名が確認できるのみなので、とくに桓武が仲麻呂の問民苦使政策、おそらくその儒教的な背景に共感したと考えることもできよう。

以上、桓武朝と仲麻呂期の儒教的諸政策を検討してきた。結果、ある程度の共通性や関連性を見いだすことが可能と思われる。また、政策以外においても、桓武が仲麻呂期を意識していたと考えられる事例がいくつかあげられる。例えば、延暦四年(七八五)五月の外曾祖父母(紀諸人と道公)への追贈(同月三日条)や、同九年(七九〇)一二月の外祖父母(高野乙継と土師真妹)への追贈(同月朔条)の際、桓武は『春秋公羊伝』に由来する「祖以_レ子貴」を追贈の論理として使用している。これは天平宝字四年(七六〇)八月の不比等への淡海公追贈(同月七日条「子以_レ祖為_レ尊、祖以_レ子亦貴」)を先例としている。また、延暦元年(七八二)七月二五日詔の「朕為_二民父母_一」(同日条)も、天平宝字二年(七五八)正月五日詔の「母臨_二区字_一、子育_二黎元_一」(同日条)、天平宝字三年五月九日勅の「母臨_二六合_一、子育_二兆民_一」(同日条)等にも見える忠孝一致観を踏襲した表現である。比較的些末な事例ではあるが、桓武朝の政策方針が仲麻呂期と関連していることを幾分示していると思われる。

おわりに

儒教における「礼」とは習得すべき儀礼であり、この儀礼に貫通した意味を翻訳した言葉が「孝」「悌」「信」といった徳目とされ、この徳目の意味を理解させることが「教」となり、これを理解することが「学」であるという⁽⁴⁾。本論は、このような儒教の概念に留意しつつ、日本の七世紀後半から八世紀における儒教政策を概観してきた。まとめると以下のようである。

天智朝から朝礼を中心として継続的に展開されてきた礼の整備は、早くも天武朝段階で罰則規定を伴いながら、文武朝以降にも引き継がれていった。そして、聖武朝前半期までは、朝廷における官人の礼儀や服装を中心に、度々督察が加えられ、礼の遵守が励行された。しかし、聖武朝後半期からは、そういった官人層に対する礼に関する督察は見られなくなり、代わって、官人必須の素養である孝や忠孝一致の観念が官人の奉仕理念として喧伝されるようになった。

さらに仲麻呂期には、そうした儒教倫理をより深く、あるいは広く理解するよう、『孝経』や『維城典訓』を学ぶことが義務付けられる等、その政策には勸学的側面が見られるようになり、官人の昇進にも関わる重要事項となった。そして、このような儒教倫理の学修と官人社会との関わりの深化は、大規模な官吏養成機関を擁する畿内や大宰府管内諸国において、明経や紀伝の学問への関心の高まりを生じさせる要因の一つとなった可能性を示した。

また、このように仲麻呂期の儒教政策が後世に与えた影響を考えた場合、桓武朝における再度の礼に対する遵則意識の高揚や新礼制の導入も、官人層での奉仕理念としての儒教倫理の共有を素地として実現したものと考え

られ、さらに桓武朝の儒教政策には、仲麻呂期との共通性や関連性が散見することから、国政運営上のイデオロギーとして儒教を積極的に利用する姿勢は継承されたと結論した。

以上が本論で概観した七世紀後半から八世紀の儒教政策の変遷である。思うに、形式を模倣するという姿勢で七世紀から始まった儒教の導入が、倫理の学修という段階に至るまでの準備段階が聖武朝前半期までの状況であったといえ、官人層の規範的行為である礼の遵守がある程度実現することで、礼を共有する官人層意識が生じ、あるいは高まり、彼ら自身が官人としての奉仕理念を改めて思考するようになったところに、礼の習得から倫理の学修という政策方針の転換の契機が存在したのではないだろうか。律令国家にとって、儒教は国政運営上、常に意識せざるを得ない基底的な思想であるので、各時期の儒教的諸政策は何らかの相互関係を有していると考えられる方が自然である。桓武天皇が交野の郊祀や父母への服喪を行い、儒教を王権を主体とするイデオロギーに転換したことは画期であるが、それが前代との断絶を意味するものではないことは本論で見てきた通りである。

近年、大極殿の朝賀や御齋会の分析から、光仁・桓武朝がいわゆる四字年号時代（七四九〜七七〇）の政治・文化・宗教を継承していることが指摘されている。⁽⁴³⁾ 本論は儒教政策に視点を絞って当該期の相互関係を検討してきたので、今後は仏教的政策や九世紀以降の状況を視野に入れつつ、本論で得た継承関係や意義を相対化していかなければならないだろう。

注

- (1) 坂本太郎『古典と歴史』（吉川弘文館、一九七二年）二二六～二三三頁、一三六～二四〇頁、初出一九六六年。
- (2) 武田佐知子「律令国家による儒教的家族道德規範の導入―孝子・順孫・義夫・節婦の表旌について―」（竹内理三編『古代天
皇制と社会構造』、一九八〇年）二九～三〇頁、三七～四〇頁。
- (3) 注1前掲、坂本著書、二三一頁、一三五～一三六頁、二四〇頁、初出一九六六年。
- (4) 増尾伸一郎「孝子（衣縫造金継女）伝承考―律令制下の儒教的民衆教化と仏教受容―」（『史聚』二四号、一九八九年）一五頁。
- (5) 大隅清陽は、「礼」を儒教理念とし、「礼制」を儒教思想を可視的な形で表現したもの、あるいは、礼の理念が制度として具体
化されたものとして「礼」と「礼制」を区別する（同『律令官制と礼秩序の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）三五五頁、初出
二〇〇六年）。確かに礼は、孝や悌等とともに徳目として掲げられ理念とされるが、儀礼や規範的行為の実行そのものを意味す
る場合もあるので、本論では行論上煩雑を避けるために両者を区別せず、規範行為や制度といった形式的なものとして使用する。
- (6) 東京大学中国哲学研究室編『中国思想史』（東京大学出版会、一九五二年）一一～一四頁、および、『礼記』曲礼編を参照。
- (7) 注5前掲、大隅著書、三三九～三四二頁、初出一九九二年、および、三七二頁、初出二〇〇六年。
- (8) 大隅清陽氏は、このような罰則体制から、「礼」を「法」と捉える当該期の朝廷の意識を読み取る（注5前掲、大隅著書、
三六七頁、初出二〇〇六年）。
- (9) 脛裳着用の禁止と袴の導入については、武田佐知子『古代国家の形成と衣服制』（吉川弘文館、一九八四年）三二～三三頁を
参照。
- (10) 武田佐知子『古代日本の衣服と交通―装う王権つなぐ道―』（思文閣出版、二〇一四年）三〇五～三二三頁。
- (11) 滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、一九六七年）三〇頁。
- (12) 戸令27先姪条「凡先姪、後娶為妻妾。雖會赦、猶離之」も婚前の情交を禁止している。なお、これについて、日本思想
体系『律令』（岩波書店、一九七六年）の補注は、それがほぼ唐令と同じであることから、日本律令の制定者が民を教化して中
国的な家族道德や礼の秩序を樹立しようとしたのであろうかと説明する。
- (13) 野村忠夫『律令官人制の研究』（吉川弘文館、一九六七年）四七五頁、初出一九六五年。
- (14) 大系本の注では、『春秋左氏伝』（昭公三十五年条）、『礼記』（曲礼）を典拠として指摘する。

- (15) 注12前掲、日本思想体系『律令』の補注によると、開元戸部格に「其義必須累代同居、一門鬪穆、尊卑有_レ序、財食無_レ私、遠近欽承、州閭推伏」とあるような、累世同居共財に高い倫理的価値を置く中国の義の理念が日本に受け入れられたかは疑わしいという。また、同補注では、大宝二年(七〇二)一〇月二日の詔に「詔、上自_三曾祖、下至_三玄孫、奕世孝順者、举_レ戸給_レ復、表_三旌門閭、以為_三義家」(『続日本紀』同日条)とあるので、当時の朝廷が代々孝順であることを義の観念としていたことも指摘する。なお、天平宝字八年(七六四)三月二二日の勅が、私財を抛つて飢者を救った土師宿祢嶋村の行為について「其所_レ行雖_レ小、有_三義可_レ褒」(『続日本紀』同日条)と言っているので、そういった善行をも義と捉えている点も注意すべきである。
- (16) 唐令を継受した政策であるが、本条は唐令(唐令拾遺、賦役一七)と殆ど同文である(注12前掲、日本思想体系『律令』補注)。なお、免除される「課役」とは、唐令では力役を意図するが、日本令では調庸と解釈されたことが指摘されている(曾我部静雄「日唐令に見ゆる孝子順孫の条文について」(『史学雑誌』五六一七、一九四六年)。
- (17) 注12前掲、日本思想体系『律令』は、古記や令釈は二経以上に通じた者とすが、法意は一般的な好学の意であろうとする。
- (18) 注1前掲、坂本著書、二三八頁、および、注2前掲、武田論文、三二一―三三三頁。
- (19) 注2前掲、武田論文、三七―三八頁。
- (20) この天平一四年の政策には、形骸化しつつあった孝義人等の表彰を実施しようとする積極的な意図があったという(注2前掲、武田論文、三五頁)。
- (21) 九世紀以降について六国史を見ると、改元や即位時に孝義人等への叙位を告知した例は、大同元年(八〇六)五月一日をあげることができるが、その後の告知では課役免除のみとなる。
- (22) 官人の評価基準である「徳義」は主に孝を意図していたとされている(注1前掲、坂本著書、二一九頁)。
- (23) 武田氏は、『続日本紀』では孝子も節婦も共に二階(无位↓少初位)が与えられていることから、孝子を実際に出身させることを前提にしていた可能性を指摘する(注2前掲、武田論文の注10)。
- (24) この他、僧綱の薬師寺常住を提案した養老六年(七二二)七月の太政官奏に、「内典外経、道趣雖_レ異、量_レ才揆_レ職、理致同_レ帰」(同月十日条)、とあることも参考できる。
- (25) 注1前掲、坂本著書、二三一頁、および、注4前掲、増尾論文、一四頁。

- (26) 鳥善高「維城典訓」考(『古代文化』三三―一七、一九八〇年)。
- (27) 『新日本古典文学大系 続日本紀三』(岩波書店、一九九二年) 三三三頁の注四、および、注26前掲、鳥論文参照。なお、鳥氏は、弘仁格式の規定は『類聚三代格』卷第十七・文書并印事と『延喜式』式部下にも引き継がれていることも指摘する。
- (28) 桃裕行「上代における国学制」(『上代学制の研究』、目黒書店、一九四七年)、初出一九三四年。久木幸男「大学寮の衛星的諸機関―別曹・国学・私学―」(『日本古代学校の研究』、玉川大学出版部、一九九〇年)。
- (29) 注28前掲、久木著書、二四三―二四四頁。
- (30) 丸山裕美子「日本古代の地方教育と教科書」(『日本古代の医療制度』名著刊行会、一九九八年) 二六〇頁。
- (31) 注28前掲、桃著書、四一八―四一九頁。
- (32) 注28前掲、久木著書、二四五頁。また、譜代郡司制停廢の詔が出された時期が延暦一七年三月であり、畿内国学廢止(同一年四月)の翌年であることを重視すると、国学廢止理由は別にあると考えられる。
- (33) 注28前掲、久木著書、二四五―二四六頁。
- (34) 学令2大学生条に「凡大学生。取五位以上子孫。及東西史部子_レ為_レ之。若八位以上子。情願者聽。国学生。取_二郡司子弟_一為_レ之。〈大学生式部補。国学生国司補。〉並取_二年十三以上。十六以下。聡令者_一為_レ之。」とある。
- (35) 黒板伸夫・森田悌編『訳注日本史料 日本後紀』(集英社、二〇〇三年) 一二五九頁の補注を参照。以降の朝野鹿取の出身に關する見解も同書による。
- (36) 延暦三年(七八四)一月の長岡遷都から約四ヶ月後の同四年三月三日に、長岡京の嶋院で「召_二文人_一令_レ賦_二曲水_一。」(『続日本紀』同日条)とあるので、大学寮は早い段階で新京にあったと考ええる。
- (37) 母高野新笠の死去に際して、桓武天皇が錫紵を着用したことが、『続日本紀』延暦八年十二月二十九日条に見える。また、父帝光仁の為に桓武自らが服喪した可能性については、拙稿「平安時代における臣下服喪儀礼」(『九州史学』一五六、二〇一〇年) 四―七頁を参照。
- (38) 注5前掲、大隅著書、三六三頁、三七九―三八〇頁、初出二〇〇六年。稲田奈津子「喪葬令と礼の受容」(池田温編『日中律令制の諸相』、東方書店、二〇〇二年) 二九六―三〇〇頁。
- (39) 久木幸男『大学寮と古代儒教』(サイマル出版会、一九六八年) 六三―六五頁。

- (40) 問民苦使については、阿部猛「古代地方行政監察機関の一考察―問民苦使と孝謙・桓武・宇多朝―」（『歴史学研究』二五七、一九六一年）。木本好信「問民苦使と藤原仲麻呂―その遷任意図と評価―」（『駒澤大学史学論集』三、一九七四年）を参照。
- (41) 注6前掲、『中国思想史』、一四〇―一八頁。
- (42) 注5前掲、大隅著書、三七九―三八〇頁、初出二〇〇六年。大隅氏によると、仲麻呂段階の「権臣による王権補佐の論理」としての儒教が、桓武朝において王権を主体とするイデオロギーに変化したという。
- (43) 吉川真司「大極殿儀式と時期区分論」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年）。